

福岡市 自殺対策総合計画

概要版

福岡市自殺対策総合計画の概要

01 計画策定の趣旨

趣旨

我が国の年間自殺者数は、平成10年に急増して以降3万人前後で推移していましたが、平成22年以降は減少が続き、令和元年は2万人を下回りました。しかし、令和2年は11年ぶりに前年を上回り、その後2万人あまりで推移しています。

国においては、平成18年度に「自殺対策基本法（平成28年に一部改正）」、平成19年度に「自殺総合対策大綱（以降5年ごとに見直し）」を、福岡市においては、平成20年度に「福岡市自殺対策総合計画（以下「計画」という。）」を策定し平成25年度及び29年度に改定しました。本市では、この計画に基づき、様々な分野における関係機関・団体がそれぞれの役割を担いながら自殺対策に取り組んできました。

福岡市の自殺者数は、平成10年の急増以降、毎年300人を超える高い水準で推移していましたが、このように自殺対策に取り組む中で、平成25年以降は200人台で推移し、令和元年は220人まで減少しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に増加に転じ、令和3年は277人となっています。

福岡市においては、大綱に沿って新たに策定した本計画を中心に、更に効果的な自殺対策に積極的に取り組み、市民一人ひとりが自殺予防の主役となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を改めて目指していきます。

計画の性格

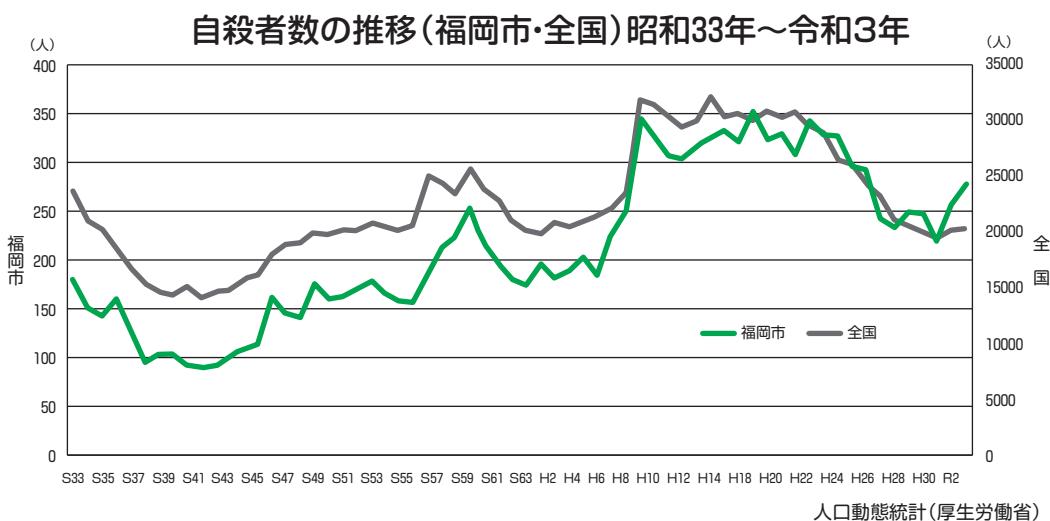
自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本の方針を掲げ、各関係機関等の自殺対策の推進について、具体化するための行動計画として策定するものです。

02 福岡市の現状

●自殺者数・自殺死亡率（福岡市・全国）（平成24年～令和3年）

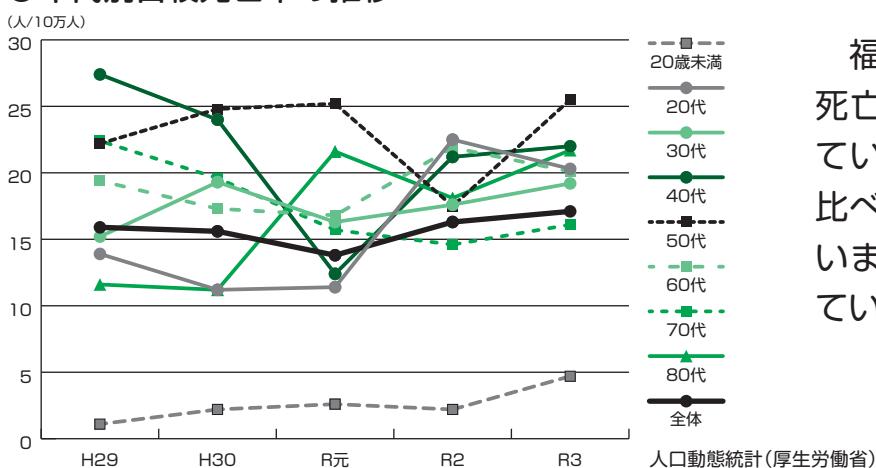
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
福岡市自殺者数(人)	326	296	292	243	233	249	247	220	256	277
福岡市自殺死亡率	21.8	19.7	19.2	16.0	15.0	15.9	15.6	13.8	16.3	17.1
全国自殺者数(人)	26,433	26,063	24,417	23,152	21,021	20,468	20,031	19,425	20,243	20,291
全国自殺死亡率	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5

自殺死亡率(人／10万人)、人口動態統計(厚生労働省)



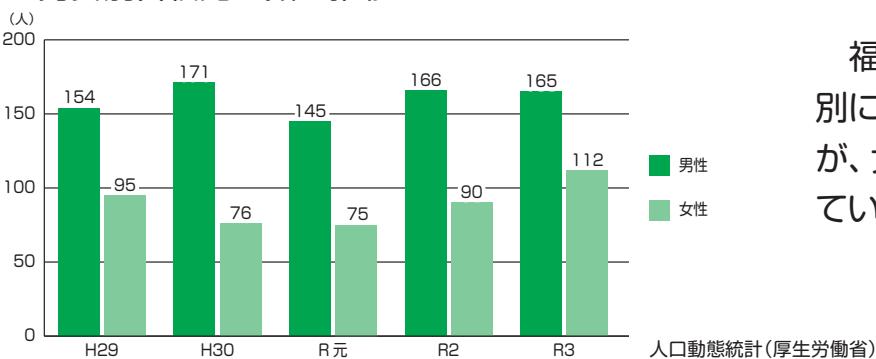
福岡市の年間自殺者数は、全國と同様に、平成10年に著しく増加し、その後は減少傾向となり、令和元年には自殺者数は220人となりましたが、令和2年からは増加に転じております。

●年代別自殺死亡率の推移



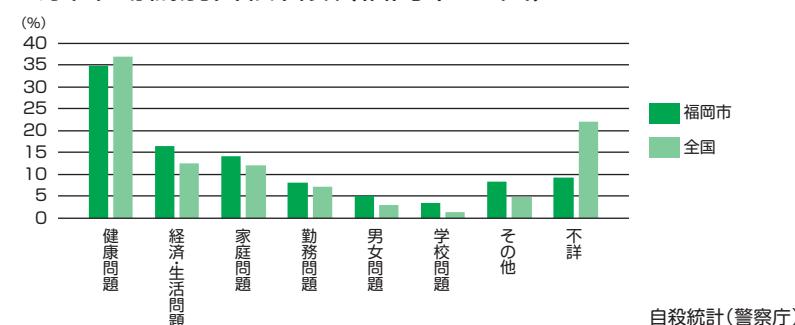
福岡市の令和3年の年代別自殺死亡率は、50代、40代が高くなっています。平成29年と令和3年を比べると、40代と70代は低下していますが、他の年代では高くなっています。

●男女別自殺死亡数の推移



福岡市の自殺者数の推移を男女別にみると、男性は概ね横ばいですが、女性は令和2年、3年と増加しています。

●原因・動機別自殺者数(福岡市・全国)



福岡市の令和3年の自殺の原因・動機は、全国と同様に健康問題が多く、ついで経済・生活問題、家庭問題、勤務問題の順になって います。

※原因・動機は3つ以内の複数計上

03 現状と課題

取組みの振り返り

(1) 前計画に基づく各関係団体の取組状況

ゲートキーパーの養成、自殺未遂者や自死遺族への支援、若年層や児童生徒への自殺予防に資する教育等の施策を中心に各関係団体と連携して実施しており、取組状況については、ほとんどの取組みにおいて「推進中」「一部実施」となっており、概ね計画通りに進行しています。

(2) 数値目標

目 標	数値目標	現 状
自殺死亡率（人口動態統計）	平成28年の自殺死亡率15.0を令和8年までに13.0以下	17.1（令和3年）
ゲートキーパー養成者数	5年間（令和5年度から9年度まで）で1万人以上	年平均1,252人 (平成30年度～令和3年度)

(3) 課題

本市の自殺者数は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に増加に転じていることから、各分野においてコロナ禍の影響を踏まえた対策を講じていく必要があります。

次に、いじめや不登校、コロナ禍での心のケアや貧困など、子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化していることから、ICTを活用したSNS相談など更なる相談支援体制を充実させていく必要があります。

また、自殺未遂者の抱える問題は多岐に渡るため、相談時に適切な課題の把握を行うとともに、必要な支援につなぐことができるよう、かかりつけ医、救急医療機関、精神科医や相談機関等の連携体制を充実させていく必要があります。

最後に、コロナ禍において、特に女性の自殺者が増加していることから、妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点も踏まえた対策を講じていく必要があります。

04 基本的な考え方

国の大綱の基本方針を踏まえ、次の考え方をもとに、自殺対策を進めてまいります。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係団体等との連携・協働を推進する

05 今後の取組施策（★・・・重点施策）

1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺に関する普及啓発(自殺予防週間、自殺対策強化月間等)
- うつ病等についての正しい知識の普及

2 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺に関連したデータ収集による実態把握と分析
- 関係機関への情報提供

★3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 様々な分野でのゲートキーパーの養成
- 自殺対策に係る人材の資質の向上及び連携強化

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- メンタルヘルスの正しい知識の普及
- 心のサポーターの養成

5 適切な精神科保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 保健、医療、福祉、法律等の関係機関・団体の連携体制の充実・強化
- うつ病等の精神疾患の早期発見・早期治療の促進

6 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談支援体制の充実、相談窓口の情報発信
- 生活困窮者、性的マイノリティの方などに対する様々な支援

★7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化
- 自殺未遂者支援に係る人材の資質の向上

★8 遺された人への支援を充実する

- 自死遺族に対する支援(自死遺族の集いに関する情報発信、法律相談等)

9 民間団体との連携を強化する

- 相談支援等を行う民間団体との連携体制の強化
- 民間団体の活動に対する広報等の支援

★10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ICTを活用した児童生徒への相談など支援体制の拡充
- 社会生活上、困難を抱えている若者への相談支援体制の構築

11 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ストレスチェック制度等による職場環境改善
- 長時間労働の是正やハラスメント防止など労働問題への対策の促進

★12 女性の自殺対策を更に推進する【新規】

- 妊娠婦に対する支援の充実
- 困難・課題を抱える女性に寄り添った相談支援

06 重点的に推進する施策について

悩んでいる人に気づき、声をかけるゲートキーパーの養成など、現行計画に基づく様々な取組みにより、令和元年まで自殺者数は減少傾向でした。しかしながら、若者の死因の第1位を自殺が占めていること、自殺リスクが高い自殺未遂者に係る救急医療機関と精神科医療機関及び相談機関との更なる連携が必要であることなど、今後も継続した取組みが必要な課題もあります。また、コロナ禍等で生活に影響を受けた女性の自殺者の増加など、新たに対策が必要な課題も顕在化していることを踏まえ、次期計画で以下の施策を重点的に推進していきます。

なお、これらの重点的に推進する施策については、各関係機関・団体ごとに設定した取組みの推進状況を自殺対策協議会において報告し、成果等を含めた進捗管理を行っていきます。

<本計画において重点的に推進する施策>

①様々な分野におけるゲートキーパーの養成と支援

【取組施策】3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

②自殺未遂者支援、自死遺族支援の強化

【取組施策】7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

8 遺された人への支援を充実する

③若年層、児童生徒への自殺予防に資する教育の推進

【取組施策】10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

④女性特有の視点を踏まえた自殺対策

【取組施策】12 女性の自殺対策を更に推進する

07 数値目標

①自殺死亡率

令和3年の福岡市自殺死亡率17.1を令和8年までに13.0以下へ

②ゲートキーパー養成者数

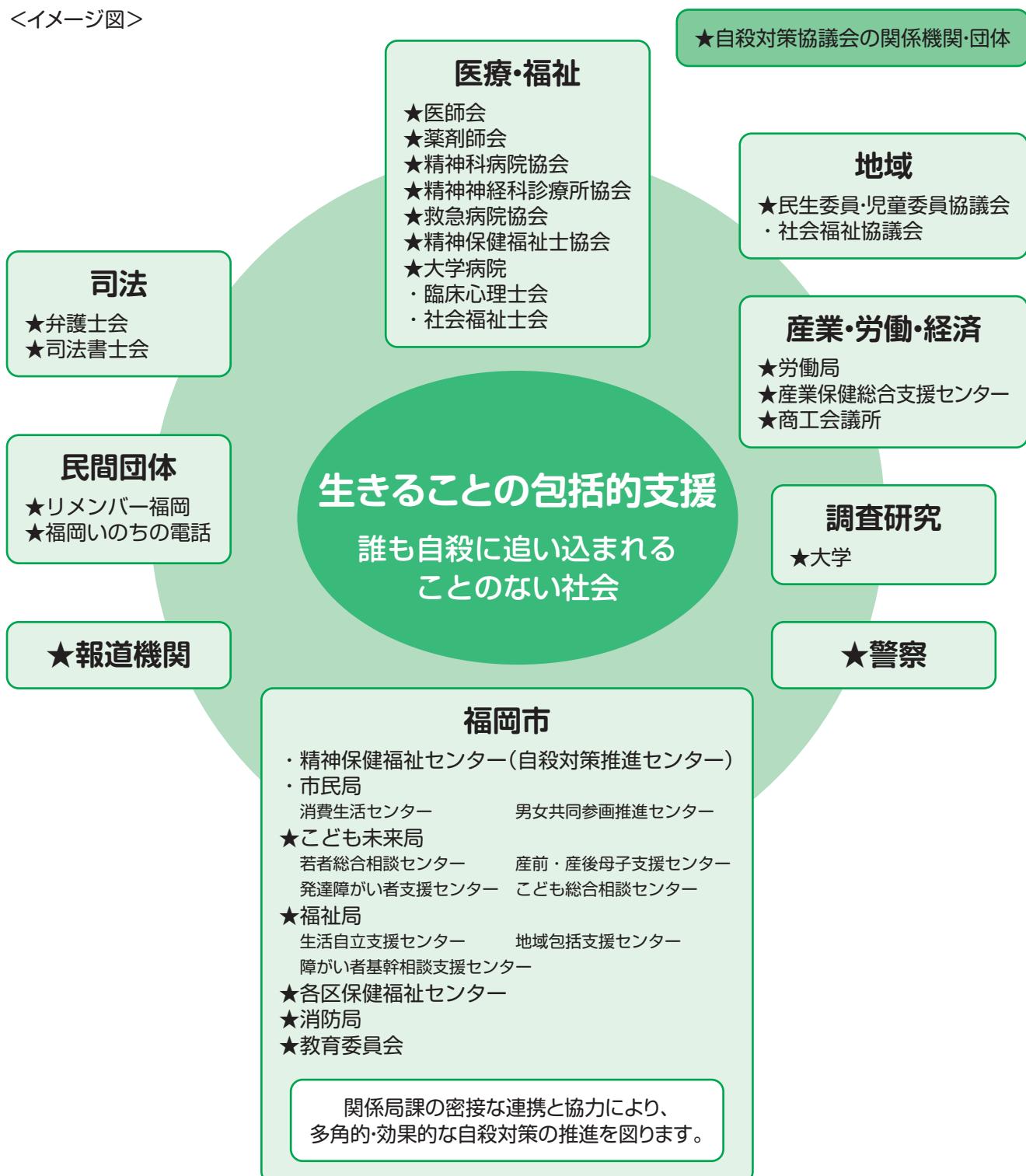
5年間（令和5年度から9年度まで）で1万人以上

08 計画の推進体制

自殺対策を推進するためには、行政、各関係機関・団体などが協働し、あらゆる立場から取組みを進める必要があります。

このため、福岡市では、平成18年11月に自殺対策協議会を設置しており、同協議会において福岡市自殺対策総合計画の進行管理、関係機関・団体の取組状況の把握、支援に努めるとともに、関係機関等と連携して自殺対策を推進していきます。

<イメージ図>



主な相談窓口（令和5年6月末現在）

●自殺に関する相談

相談機関名	電話番号	開設日時
福岡市自殺対策推進センター「自殺予防相談」	092-737-1275	平日(祝日・年末年始を除く)10時～16時
ふくおか自殺予防ホットライン	092-592-0783	24時間 年中無休
きもち よりそうライン@ふくおかげん	LINE ID : @469xxbam 月～木 16時～19時(年末年始除く)	
福岡いのちの電話	092-741-4343	24時間 年中無休
日本いのちの電話連盟 インターネット相談	https://netsoudan.inochinodenwa.org	

●心の健康に関する相談

相談機関名	電話番号	FAX番号	開設日時
東区保健福祉センター健康課精神保健福祉係	092-645-1079	092-651-3844	平日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時
博多区保健福祉センター健康課精神保健福祉係	092-419-1092	092-441-0057	
中央区保健福祉センター健康課精神保健福祉係	092-761-7339	092-734-1690	
南区保健福祉センター健康課精神保健福祉係	092-559-5118	092-541-9914	
城南区保健福祉センター健康課精神保健福祉係	092-831-4209	092-822-5844	
早良区保健福祉センター健康課精神保健福祉係	092-851-6015	092-822-5733	
西区保健福祉センター健康課精神保健福祉係	092-895-7074	092-891-9894	

●法律相談

相談機関名	電話番号	開設日時
法テラス福岡(日本司法支援センター)	050-3383-5501	平日(祝日・年末年始を除く)9時～17時

●多重債務相談

相談機関名	電話番号	開設日時
福岡市消費生活センター	092-781-0999	平日(祝日・年末年始を除く)9時～17時 ※第2・4土(電話相談のみ)10時～16時
福岡県弁護士会	ナビダイヤル 0570-783-552	ナビダイヤルを通じて近くの法律相談(弁護士)センターへ(初回無料) ※天神弁護士センター 平日(年末年始を除く)10時～19時(要予約) 土日祝日(年末年始を除く)10時～13時(要予約)
福岡県司法書士会「総合相談センター」	0570-783-544	平日(祝日・年末年始を除く) 電話18時～20時、司法書士紹介10時～16時
福岡県司法書士会「ベッドサイド相談」	092-762-8288	平日(祝日・年末年始を除く)10時～16時

●勤労者の相談

相談機関名	電話番号	開設日時
福岡産業保健総合支援センター	092-414-5264	面接(要予約) 平日(祝日・年末年始を除く)8時30分～17時15分

●自死遺族の方の相談

相談機関名	電話番号	開設日時
福岡市精神保健福祉センター	092-737-1275	平日(祝日・年末年始を除く)10時～16時
リメンバー福岡 自死遺族の集い	奇数月 第4日13時～16時 問い合わせは福岡市精神保健福祉センター(092-737-1275)へ	
自死遺族法律相談	092-738-0073	第1水 13時～16時



福岡市自殺対策総合計画 概要版

2023年6月発行

発 行 福岡市保健医療局健康医療部保健予防課
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 電話 092-711-4377 FAX 092-733-5535

福岡市精神保健福祉センター
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 あいれふ3階 電話 092-737-8825 FAX 092-737-8827

制作・印刷 株式会社ドミックスコーポレーション 電話 092-431-4061